

# 福井県報

第 2481 号  
平成 25 年  
11月15日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 告示

### 目次

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(五二二・長寿福祉課)……………一
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(五二三・防サーサービス事業者の指定(五二三・同))……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(五二四・同)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定(五二五・障害福祉課)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定(五二六・同)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更(五二七・同)……………四
- 越前地域森林計画および若狭地域森林計画の変更(五二八・森づくり課)……………五

## 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(男女参画・県民活動課)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落

- 札者の決定(危機対策・防災課)……………六
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(二十五件・商業振興・金融課)……………六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(三件・教育振興課)……………一七

## 告示

### 福井県告示第522号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
トウモローズ ホームリハビリセンター	福井市若杉1丁目2801	有限会社トウモローズリハビリテーショングループ	平成25年10月2日	通所介護	1870102959
ダスキnhルメント福井ステーション	福井市和田2丁目919	株式会社ダスキnh北陸	平成25年10月2日	福祉用具貸与	1870102967
ダスキnhルメント福井ステーション	福井市和田2丁目919	株式会社ダスキnh北陸	平成25年10月2日	特定福祉用具販売	1870102967
ふれあい 冬島 愛情館	鯖江市冬島町2-7-1	株式会社アミー	平成25年10月10日	通所介護	1870700414
ドリーム訪問看護ステーション	鯖江市東鯖江2丁目9-16	株式会社ドリームクリエイト	平成25年11月1日	介護予防訪問看護	1860790052
大和田デイサービスセンター	福井市大和田町23-1	社会福祉法人悠善会	平成25年11月1日	介護予防通所介護	1870100383
アミューズメントリゾートドリーム デイサービス	鯖江市東鯖江2丁目9-16	株式会社ドリームクリエイト	平成25年11月1日	通所介護	1870700430

## 福井県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
トウモローズ ホームリハビリセンター	福井市若杉1丁目2801	有限会社トウモローズリハビリテーショングループ	平成25年10月2日	介護予防通所介護	1870102959
ダスキnhルメント福井ステーション	福井市和田2丁目919	株式会社ダスキnh北陸	平成25年10月2日	介護予防福祉用具貸与	1870102967
ダスキnhルメント福井ステーション	福井市和田2丁目919	株式会社ダスキnh北陸	平成25年10月2日	特定介護予防福祉用具販売	1870102967
ふれあい 冬島 愛情館	鯖江市冬島町2-7-1	株式会社アミー	平成25年10月10日	介護予防通所介護	1870700414
ドリーム訪問看護ステーション	鯖江市東鯖江2丁目9-16	株式会社ドリームクリエイト	平成25年11月1日	介護予防訪問看護	1860790052
大和田デイサービスセンター	福井市大和田町23-1	社会福祉法人悠善会	平成25年11月1日	介護予防通所介護	1870100383
アミューズメントリゾートドリーム デイサービス	鯖江市東鯖江2丁目9-16	株式会社ドリームクリエイト	平成25年11月1日	介護予防通所介護	1870700430

福井県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	介護保険事業所番号
指定居宅介護支援事業所 トリーム ケアマネージメント	鯖江市東鯖江2丁目9-16	株式会社トリームクリエイト	平成25年11月1日	1870700422
居宅介護支援事業所 ケアセンターゆり	坂井市春江町本堂27-1	社会福祉法人坂井来春会	平成25年11月1日	1871701007

福井県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を指定したので同法第51条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

サービス種別	定員数	事業所名	事業所番号	郵便番号	事業所所在地	法人（設置者）名	設置者所在地	代表役職	代表者名	指定日
居宅介護	-	Izumi訪問介護ステーション ヨソ	1810101954	910-0017	福井市文京1丁目37-19	株式会社 事業支援開発 機構	福井市文京1丁目37-19	代表取締役	南 伊津美	平成25年11月1日
重度訪問介護	-	Izumi訪問介護ステーション ヨソ	1810101954	910-0017	福井市文京1丁目37-19	株式会社 事業支援開発 機構	福井市文京1丁目37-19	代表取締役	南 伊津美	平成25年11月1日
同行援護	-	Izumi訪問介護ステーション ヨソ	1810101954	910-0017	福井市文京1丁目37-19	株式会社 事業支援開発 機構	福井市文京1丁目37-19	代表取締役	南 伊津美	平成25年11月1日
就労継続支援A型	10	株式会社 すみれ工房	1810500221	911-0803	勝山市旭町1丁目5-33	株式会社 すみれ工房	勝山市旭町1丁目5-33	代表取締役	稲垣 立夫	平成25年11月1日
就労継続支援A型	15	就労継続支援 前進主義	1811200052	919-0211	南条郡南越前町関ヶ鼻13字上関ヶ鼻11-1	株式会社 スタンプトゥギャザー	南条郡南越前町関ヶ鼻13字上関ヶ鼻11-1	代表取締役	爲國 正芳	平成25年11月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

薬局

名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住所	担当する自立支援医療の種類	指定日
まりん調剤薬局花堂店	福井市花堂中2丁目27-25	有限会社元氣と笑顔	代表取締役 藤岡 茂樹	福井市四ツ井2丁目11-11	精神通院 医療	平成25年11月1日
エーワン薬局越前庄町店	越前市庄町1-2	有限会社エーワン薬局	代表取締役 野村 守和	敦賀市御名53-35-1	精神通院 医療	平成25年11月1日

訪問看護ステーション

名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住所	担当する自立支援医療の種類	指定日
訪問看護リハビリステーション 三栄ケアーズ元氣ふくい	福井市三郎丸町21-19-5	三栄開発株式会社	代表取締役 小林 忍	福井市三郎丸町21-21-2	精神通院 医療	平成25年11月1日

#### 福井県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

薬局

変更内容	薬局の名称	(新) 所在地	(旧) 所在地	開設者の氏名または名称	代表者	住所	担当する自立支援医療の種類

所在地 開設者	全史堂薬局高柳店	福井市高柳1丁目811	福井市高柳町20-5-4	株式会社フナーマみらい	代表取締役 佃 敏之	東京都世田谷区代沢5丁目2-1	精神通院 医療
所在地 開設者	全史堂薬局中藤店	福井市高柳3丁目3205	福井市高柳町38-33-2	株式会社フナーマみらい	代表取締役 佃 敏之	東京都世田谷区代沢5丁目2-1	育成・更生医療 精神通院医療

### 福井県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により越前地域森林計画および若狭地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により告示する。

なお、当該地域森林計画変更計画書の案は、この告示の日から29日間、福井県庁および次に掲げる場所に備え置き、公衆の縦覧に供する。

また、当該地域森林計画変更計画書の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福井県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

#### 1 越前地域森林計画変更計画書（案）

福井市役所、あわら市役所、坂井市役所、大野市役所、勝山市役所、越前市役所、鯖江市役所、永平寺町役場、池田町役場、南越前町役場、越前町役場および福井県の各農林総合事務所

#### 2 若狭地域森林計画変更計画書（案）

敦賀市役所、小浜市役所、美浜町役場、高浜町役場、おおい町役場、若狭町役場ならびに福井県嶺南振興局林業水産部および二州農林部

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第

7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあつた年月日  
平成25年9月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称  
特定非営利活動法人きつずりハビリテーションサポート

(2) 代表者の氏名  
梨木 勲

(3) 主たる事務所の所在地  
福井県吉田郡永平寺町松岡学園201番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害児(者) およびその家族に対して、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援、就労・生活支援等の多様な支援に関する事業をりハビリテーション(療育)の立場から行うことにより、障害児(者) およびその家族の「生きていく力、生活の質の向上」に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間  
(1) 縦覧に供する期間  
平成25年9月26日から平成25年11月25日まで

(2) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の

特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 落札に係る物品の名称と数量  
衛星携帯電話機 88台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県安全環境部危機対策・防災課  
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日  
平成25年9月12日

4 落札者の名称および住所  
株式会社エヌ・レイ・レイ・ドコモ 北陸支社

5 落札金額  
42,525,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日  
平成25年7月30日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。  
なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる事ができる。  
平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保町2字3番  
(変更後)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目601番地

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
100満ポルト福井本店  
福井市新保北一丁目601番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目601番地  
福井市幾久町7-11  
変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)  
100満ポルト福井本店  
福井市新保町2字1番、2番、3番、4番、5番  
福井市堂島町22字11番、12番  
(変更後)  
100満ポルト福井本店  
福井市新保北一丁目601番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保町2字3番  
福井市幾久町7-11  
(変更後)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目601番地  
福井市幾久町7-11

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保町2字3番  
(変更後)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目601番地  
福井市幾久町7-11

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3

項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

100満ポルト福井南本店

福井市江守中町7字29番4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては

代表者の氏名

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保町2字3番

(変更後)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保町2字3番  
(変更後)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

4 変更の年月日

平成25年8月31日

5 変更する理由

店舗所在地、設置者及び小売業者の住所

が、土地区画整理事業換地処分に伴う町名

・地番変更により住所表示に変更があつた

ため

6 届出のあつた日

平成25年10月30日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 福井市大手三丁目10番1号

福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第

91号）第6条第1項の規定による大規模小

売店舗の変更の届出があつたので、同条第3

項において準用する同法第5条第3項の規定

により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその

周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項

について意見を有する者は、同法第8条第2

項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

100満ポルト武鯖店

越前市塚町27字1番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては

代表者の氏名

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代

表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保町2字3番

(変更後)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更後)

株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

代表取締役 三嶋 恒夫

福井市新保北一丁目601番地

4 変更の年月日

平成25年8月31日

5 変更する理由

店舗所在地、設置者及び小売業者の住所

が、土地区画整理事業換地処分に伴う町名

・地番変更により住所表示に変更があつた

ため

6 届出のあつた日

平成25年10月30日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁

舎

越前市産業環境部商業・観光振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第

91号）第6条第1項の規定による大規模小

売店舗の変更の届出があつたので、同条第3

項において準用する同法第5条第3項の規定

により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその

周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項

について意見を有する者は、同法第8条第2

項の規定により、この公告の日から4月以内

に、福井県に対し意見書の提出によりこれを

述べるができる。

平成25年11月15日

- 福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
1 0 0 満ポルト敦賀店  
敦賀市木崎1 1号牛丸6番 外
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目6 0 1 番地
  - 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保町2字3番  
(変更後)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目6 0 1 番地

- 店舗所在地、設置者及び小売業者の住所が、土地区画整理事業換地処分に伴う町名・地番変更により住所表示に変更があったため
- 6 届出のあった日  
平成2 5年1 0月3 0日
  - 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目1 7番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 敦賀市中央町一丁目7番4 2号  
福井県嶺南振興局二州県民サービス室  
(3) 敦賀市中央町二丁目1番1号  
敦賀市産業経済部商工政策課
  - 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時3 0分から午後5時1 5分まで
  - 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目1 7番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法（平成1 0年法律第9 1号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
- なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 平成2 5年1 1月1 5日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地

- 1 0 0 満ポルト大勝店  
大野市南新家3 5字笠屋田2 7番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目6 0 1 番地
  - 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保町2字3番  
(変更後)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目6 0 1 番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保町2字3番  
(変更後)  
株式会社サンキュー  
代表取締役 三嶋 恒夫  
福井市新保北一丁目6 0 1 番地

- ・地番変更により住所表示に変更があったため
- 6 届出のあった日  
平成2 5年1 0月3 0日
  - 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目1 7番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 大野市天神町1番1号  
大野市産経建設部産業振興課
  - 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時3 0分から午後5時1 5分まで
  - 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目1 7番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法（平成1 0年法律第9 1号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
- なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 平成2 5年1 1月1 5日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
1 0 0 満ポルト小浜本店  
小浜市府中1 5号小向1 5番 外
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては



岐阜県恵那市大井町180番地の1	パロー金津店 あわらし市大溝三丁目4番14号	公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 (2) 午前8時30分から午後5時15分まで	(変更後) パロー国高店・ゲンキー国高店
4 変更の年月日 平成25年10月1日	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美
5 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため	株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。	9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課
6 届出のあった日 平成25年10月31日	3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ユース金津店 (変更後) パロー金津店 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美	なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 坂井市坂井町下新庄1番1号 坂井市産業経済部観光産業課	4 変更の年月日 平成25年10月1日	なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで	5 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため。	9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	6 届出のあった日 平成25年10月31日	なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。	7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) あわらし市市姫三丁目1番1号 あわらし市産業経済部観光工商課	なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
1 大規模小売店舗の名称および所在地 福井県知事 西川 一誠	8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間	なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パロー三国店・三国ハロータウン  
坂井市三国町滝谷1字東北縄1番1  
18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
有株式会社三ツ星サービス  
取締役 三谷 実寿恵  
坂井市三国町覚善第2号29番地

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前)  
ユース三国店・三国ハロータウン  
(変更後)  
パロー三国店・三国ハロータウン
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄

福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)

株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

4 変更の年月日

平成25年10月1日

5 変更する理由

株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため

6 届出のあった日

平成25年10月31日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 坂井市坂井町下新庄1番1号  
坂井市産業経済部観光産業課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

述べることができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー春江店  
坂井市春江町西長田40の46
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ユース春江店  
(変更後) パロー春江店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄  
福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

4 変更の年月日

平成25年10月1日

5 変更する理由

株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため。

6 届出のあった日

平成25年10月31日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 坂井市坂井町下新庄1番1号  
坂井市産業経済部観光産業課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

(2) 坂井市坂井町下新庄1番1号  
坂井市産業経済部観光産業課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー勝山店  
勝山市昭和町一丁目11番50号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ユース勝山店

<p>(変更後) パロー勝山店</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1</p> <p>4 変更の年月日 平成25年10月1日</p> <p>5 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため。</p> <p>6 届出のあった日 平成25年10月31日</p> <p>7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 勝山市元町一丁目1番1号 勝山市商工観光部商工振興課</p> <p>8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3</p>							<p>項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成25年11月15日 福井県知事 西川 一誠</p> <p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 パロー小浜店 小浜市駅前町11号称丸1番8号 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ユース小浜店 (変更後) パロー小浜店 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1</p> <p>4 変更の年月日 平成25年10月1日</p> <p>5 変更する理由</p>
							<p>株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため</p> <p>6 届出のあった日 平成25年10月31日</p> <p>7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 小浜市遠敷一丁目101 福井県嶺南振興局若狭県民サービス室 (3) 小浜市大手町6番3号 小浜市産業部商工観光課</p> <p>8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成25年11月15日 福井県知事 西川 一誠</p> <p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 パロー新田塚店 福井市二の宮五丁目1806 外23筆</p>
							<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ユース新田塚店 (変更後) パロー新田塚店 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1</p> <p>4 変更の年月日 平成25年10月1日</p> <p>5 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため</p> <p>6 届出のあった日 平成25年10月31日</p> <p>7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 福井市大手三丁目10番1号 福井市商工労働部商工観光課</p> <p>8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4週間 (2) 縦覧できる時間帯</p>

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

パロー森田店

福井市八重巻東町6の5番地 外4筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ユース森田店

(変更後) パロー森田店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ユース

代表取締役 古谷 光雄

福井県福井市文京一丁目16番1号

(変更後)

株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

4 変更の年月日

平成25年10月1日

5 変更する理由

株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため

6 届出のあった日

平成25年10月31日

7 届出の総覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 福井市大手三丁目10番1号

福井市商工労働部商工観光課

8 届出の総覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

パロー神明店

鯖江市和町30字野岸9番 外27筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ユース神明店

(変更後) パロー神明店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ユース

代表取締役 古谷 光雄

福井県福井市文京一丁目16番1号

(変更後)

株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

4 変更の年月日

平成25年10月1日

5 変更する理由

株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため

6 届出のあった日

平成25年10月31日

7 届出の総覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業環境部商工政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成25年11月15日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

パロー東鯖江店

鯖江市東鯖江一丁目615

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- (変更前) ユース東鯖江店  
(変更後) パロー東鯖江店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄  
福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
変更の年月日  
平成25年10月1日  
変更する理由  
株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 6 届出のあった日  
平成25年10月31日
- 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 鯖江市西山町13番1号  
鯖江市産業環境部商工政策課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小

- 売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。  
なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができると述べる。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー敦賀店・ユニクロ敦賀店  
敦賀市市野々一丁目9号東中堀
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
株式会社田中興産  
代表取締役 田中 清子  
越前市日野美二丁目18番地
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前)  
ユース敦賀店・ユニクロ敦賀店  
(変更後)  
パロー敦賀店・ユニクロ敦賀店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄  
福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)

- 株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 4 変更の年月日  
平成25年10月1日
- 5 変更する理由  
株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 6 届出のあった日  
平成25年10月31日
- 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 敦賀市中央町一丁目7番42号  
福井県嶺南振興局二州県民サービス室  
(3) 敦賀市中央町二丁目1番1号  
敦賀市産業経済部商工政策課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。  
なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを

- 述べることができると述べる。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー武生店  
越前市日野美二丁目18番1号 外4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ユース武生店  
(変更後) パロー武生店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄  
福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 4 変更の年月日  
平成25年10月1日
- 5 変更する理由  
株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 6 届出のあった日  
平成25年10月31日
- 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

- (2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎  
越前市産業環境部商業・観光振興課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
- なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー米松店  
福井市米松二丁目21番18号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称
- (変更前) セリオガーデン米松店  
(変更後) パロー米松店
- (2) 大規模小売店舗において小売行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄  
福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 4 変更の年月日  
平成25年10月11日
- 5 変更する理由  
株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 6 届出のあった日  
平成25年10月31日
- 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 福井市大手三丁目10番1号  
福井市商工労働部商工観光課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
- なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー豊岡店  
福井市豊岡一丁目1番25号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社丸岩産業  
代表取締役 岩畑 太郎  
福井市水越一丁目602番地
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ユース豊岡店  
(変更後) パロー豊岡店  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ユース  
代表取締役 古谷 光雄  
福井県福井市文京一丁目16番1号  
(変更後)  
株式会社パロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 4 変更の年月日  
平成25年10月11日
- 5 変更する理由  
株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 6 届出のあった日  
平成25年10月31日
- 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 福井市大手三丁目10番1号  
福井市商工労働部商工観光課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
- なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
パロー北日野店  
越前市畑町3字掛赤田1番1 外13筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は

名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更した事項	午前8時30分から午後5時15分まで 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更した事項	について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ユース北日野店 (変更後) パロー北日野店 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更する理由 5 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため 6 届出のあった日 平成25年10月31日 7 届出の総覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎 越前市産業環境部商業・観光振興課 8 届出の総覧期間および総覧できる時間帯 (1) 総覧期間 公告の日から4週間 (2) 総覧できる時間帯	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成25年11月15日 福井県知事 西川 一誠	代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更の年月日 平成25年10月1日 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため 届出のあった日 平成25年10月31日 届出の総覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号 福井県嶺南振興局二州県民サービス室 (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工政策課 8 届出の総覧期間および総覧できる時間帯 (1) 総覧期間 公告の日から4週間 (2) 総覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項
4 変更の年月日 平成25年10月1日 5 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため 6 届出のあった日 平成25年10月31日 7 届出の総覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号 福井県嶺南振興局二州県民サービス室 (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工政策課 8 届出の総覧期間および総覧できる時間帯 (1) 総覧期間 公告の日から4週間 (2) 総覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項	代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更の年月日 平成25年10月1日 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため 届出のあった日 平成25年10月31日 届出の総覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号 福井県嶺南振興局二州県民サービス室 (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工政策課 8 届出の総覧期間および総覧できる時間帯 (1) 総覧期間 公告の日から4週間 (2) 総覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項	代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更の年月日 平成25年10月1日 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため 届出のあった日 平成25年10月31日 届出の総覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号 福井県嶺南振興局二州県民サービス室 (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工政策課 8 届出の総覧期間および総覧できる時間帯 (1) 総覧期間 公告の日から4週間 (2) 総覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項	代表取締役 古谷 光雄 福井県福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1 変更の年月日 平成25年10月1日 変更する理由 株式会社パローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため 届出のあった日 平成25年10月31日 届出の総覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号 福井県嶺南振興局二州県民サービス室 (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工政策課 8 届出の総覧期間および総覧できる時間帯 (1) 総覧期間 公告の日から4週間 (2) 総覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

- 7 届出の縦覧場所
- (1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
  - (2) 大野市天神町1番1号  
大野市産経建設部産業振興課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
  - (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先
- 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- 
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 落札に係る物品および役務の名称・数量  
福井県立学校校務用パソコン等購入および保守業務（平成25年度整備その1）
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県教育庁教育振興課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
  - 3 落札者を決定した日  
平成25年9月12日
  - 4 落札者の名称および住所  
福井システムズ株式会社  
福井県坂井市丸岡町熊堂第3号2番地22-5
  - 5 落札金額

- 53, 119, 500円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
平成25年7月30日
- 
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 落札に係る物品および役務の名称・数量  
福井県立学校校務用パソコン等購入および保守業務（平成25年度整備その2）
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県教育庁教育振興課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
  - 3 落札者を決定した日  
平成25年9月12日
  - 4 落札者の名称および住所  
三谷商事株式会社  
福井県福井市豊島1丁目3番1号
  - 5 落札金額  
33, 173, 490円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
平成25年7月30日
- 
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第8

- 2号）第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。
- 平成25年11月15日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 落札に係る物品および役務の名称・数量  
福井県立学校校務用パソコン等購入および保守業務（平成25年度整備その3）
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県教育庁教育振興課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
  - 3 落札者を決定した日  
平成25年9月12日
  - 4 落札者の名称および住所  
株式会社TAS  
福井県敦賀市昭和町2丁目2番地22
  - 5 落札金額  
52, 185, 000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
平成25年7月30日

平成二十五年十一月十五日印  
平成二十五年十一月十五日發

刷行

發行人  
印刷人

〒九一〇―八五八〇  
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県  
福井県福井市西開發三丁目七二五 白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇